## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年11月10日

【四半期会計期間】 第92期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 シーケーディ株式会社

 【英訳名】
 CKD Corporation

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長 梶本 一典

 【本店の所在の場所】
 愛知県小牧市応時二丁目250番地

 【電話番号】
 (0568)77-1111 大代表

 【事務連絡者氏名】
 経理部長 舟橋 典孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目31番1号(文化放送メディアプラス)

シーケーディ株式会社東京支店

【電話番号】 (03)5402-3620代表

【事務連絡者氏名】 執行役員営業本部副本部長兼東京支店長 山内 吉一

【縦覧に供する場所】 シーケーディ株式会社東京支店

(東京都港区浜松町一丁目31番1号(文化放送メディアプラス))

シーケーディ株式会社大阪支店 (大阪市西区土佐堀一丁目3番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第91期 第 2 四半期 連結累計期間	第92期 第 2 四半期 連結累計期間	第91期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	34,907	36,775	72,020
経常利益	(百万円)	3,692	3,103	7,528
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,193	1,994	4,577
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,588	1,633	4,392
純資産額	(百万円)	42,882	46,614	45,335
総資産額	(百万円)	67,156	71,281	72,171
1株当たり四半期 (当期) 純利益 金額	(円)	35.29	31.44	73.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	63.9	65.4	62.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,424	1,011	4,048
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	256	1,515	1,048
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,304	1,700	766
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高	(百万円)	5,383	5,526	7,728

回次		第91期 第 2 四半期 連結会計期間	第92期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)	21.48	18.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4. 第91期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日) を適用し、遡及処理しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は、締結等はありません。

#### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、3月に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故に端を発した電力供給不安やサプライチェーンの断絶などの深刻な影響からの回復に向けてのスタートとなりました。民間企業の必死の努力により想定以上に早い経済回復に向かうかに思われましたが、欧州の金融不安、過去に例を見ない円高水準、中国のインフレ懸念と金融引締めの影響から景気減速の兆しが現れてきたことに加え、原材料費の上昇など、新たな不安定要素があり、ますます景気の先行きに不透明さを増す厳しい環境で推移いたしました。

こうした中、当社グループの自動機械部門では、震災の影響を受けた当社ユーザー様の物件が一部下期へずれるなどの影響を受けたものの、大手製薬メーカー様及び照明メーカー様の設備更新物件の需要があり、売上は順調に推移いたしました。機器部門では電気自動車、二次電池、太陽電池、スマートフォンを中心とした各種関連需要の売上増の一方、半導体製造装置関連機器が大きく落ち込む結果となりました。

このような状況のもとで、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高36,775百万円(前年同四半期比5.4%増)、損益面では、震災対策費、製品保証引当金及び貸倒引当金をそれぞれ計上したことなどにより、営業利益2,900百万円(前年同四半期比21.1%減)、経常利益3,103百万円(前年同四半期比15.9%減)、四半期純利益1,994百万円(前年同四半期比9.1%減)となりました。

#### セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 自動機械部門

薬品包装機械、管球製造装置の売上が増加したことにより、売上高は6,939百万円(前年同四半期比22.2%増)、営業利益は809百万円(前年同四半期比8.9%減)となりました。

#### 機器部門

半導体製造装置生産の減少、国内での設備投資減速感により、国内売上高は減少いたしましたが、海外売上が国内の売上減をカバーするかたちとなりました。その結果、売上高は29,836百万円(前年同四半期比2.1%増)、営業利益は3,288百万円(前年同四半期比15.1%減)となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べて2,201百万円減少し、5,526百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果獲得した資金は、1,011百万円(前年同四半期比29.0%減)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益3,128百万円、減価償却費1,296百万円、賞与引当金の増加1,637百万円による資金の増加、未払賞与の減少1,570百万円、たな卸資産の増加1,669百万円、法人税等の支払額2,613百万円による資金の減少によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果使用した資金は、1,515百万円(前年同四半期比491.3%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,395百万円による資金の減少によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果使用した資金は、1,700百万円(前年同四半期比30.3%増)となりました。これは主に、短期借入金の純減少額928百万円及び長期借入金の返済による支出350百万円、配当金の支払額506百万円による資金の減少によるものであります。

#### (3) 事業ト及び財務トの対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(株式会社の支配に関する基本方針について)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為(下記 において定義されます。)に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の経営にあたっては、自動化技術と流体制御技術等長年にわたるノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、これらに関する十分な情報なくしては、株主の皆様が将来実現することができる企業価値ひいては株主価値を適切に判断することはできないものと考えております。

財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する取組み

当社は、創業以来、一貫して自動化技術・流体制御技術の研究開発に取り組み、高品質・高効率の自動化を実現するとともに、省資源・省エネルギーを考慮した自動機械装置及び自動化機器を開発し、あらゆる産業界の自動化・ローコスト化に貢献してまいりました。その結果、自動機械商品においては、高い安全性と環境性能をもつ薬品包装機械は国内で80%のシェアを占めており、リチウムイオン電池用捲回機や電子基板のはんだ印刷検査機についても高いシェアを誇っております。また、機器商品においても、半導体製造に欠かせない薬液制御機器や、あらゆる産業に応用可能な流体制御機器についても国内でトップの地位を堅持しております。当社は、国内はもとより海外各地において幅広い販売ネットワークを構築しているほか、お客様との密接な関係を構築し、世界に通用する品質保証体制の構築と環境対応商品の開発を行い顧客満足度の向上に邁進しております。

また、企業の社会的責任を全うするため、環境保全活動の一層の推進、CSR基金による社会貢献、社員の自主活動の支援などによりステークホルダーとのコミュニケーションを深めるとともに、行動規準をはじめとする各種社内規程の整備や業務手順の文書化を進めるなど内部統制システムを充実させております。

基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第87期定時株主総会の承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といいます。)を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入し、平成22年6月24日開催の第90期定時株主総会の承認に基づき、本方針を更新いたしました。

本方針の有効期限は、平成22年6月24日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、その概要は以下のとおりであります。

#### [本方針の概要]

. 大規模買付ルールの内容

当社が設定した大規模買付ルールとは、大規模買付者が 事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、 その後当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始することができる、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要 (大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験 等を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等 (以下「買付後経営方針等」といいます。)

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、大規模買付ルールに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断又は当社取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、当社取締役会は、外部者からなる独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した場合は、速やかにその旨を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または、90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部の有識者等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が当初の取締役会評価期間の満了時までに当社取締役会としての意見の公表に至らない場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために合理的に必要とされる範囲内(ただし、原則として30日間を上限とします。)で、取締役会決議をもって取締役会評価期間を延長することができます。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

#### . 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は例外的に、企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあります。

また、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、取締役会決議をもって決定することといたします。

#### (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主価値を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが順守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議をもって決定することといたします。

#### 本方針の妥当性に関する取締役会の判断

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は上記 のとおり原則として当該大規模 買付行為に対する対抗措置はとりません。従いまして、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様に おいて、大規模買付者から提供され当社取締役会により開示された本必要情報、当該大規模買付行為の提案及び当 社取締役会が提示する当該大規模買付行為の提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことに なるため、当社取締役会は本方針が上記 の基本方針に沿うものであると考えます。

また、本方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に対して提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会立案による代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の保護につながるものと考えます。従いまして、本方針は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うにあたっての前提として、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであり、決して当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、1,181百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 生産 受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、自動機械部門の受注実績が著しく減少しております。これは主として、薬品包装機械、リチウムイオン電池製造装置の受注が低調であったことによるものであります。自動機械部門の当第2四半期連結累計期間における受注実績は、5,348百万円(前年同四半期比39.8%減)となりました。

# 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,000,000
計	233,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,429,349	69,429,349	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数100株
計	69,429,349	69,429,349		

- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(-) 2751377111247707777	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)	
平成23年7月1日~ 平成23年9月30日		69,429,349		11,016		11,797	

## (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	40 WATER STREET.BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7 - 1)	5,525	7.96
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	3,951	5.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	2,895	4.17
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	2,600	3.74
CKD持株会	愛知県小牧市応時二丁目250	2,499	3.60
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18 - 24	1,914	2.76
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 - 1	1,900	2.74
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27 - 2	1,610	2.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 - 2	1,581	2.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 - 6 日本生命証券管理部内	1,234	1.78
計		25,712	37.03

<sup>(</sup>注) 上記のほか、当第2四半期会計期間末現在において保有する自己株式5,975千株(8.61%)があります。

## (7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
	(自己保有株式) 普通株式 5,975,400		単元株式数100株
完全議決権株式(自己株式等) 	(相互保有株式) 普通株式 11,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 63,405,800	634,058	同上
単元未満株式	普通株式 37,149		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	69,429,349		
総株主の議決権		634,058	

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

	,			1 /	<u> </u>
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) シーケーディ株式会社	愛知県小牧市応時二丁目 250番地	5,975,400		5,975,400	8.61
(相互保有株式) 株式会社パボット技研	愛知県丹羽郡大口町伝右 二丁目67番地	11,000		11,000	0.02
計		5,986,400		5,986,400	8.62

<sup>(</sup>注)上記のほか、連結財務諸表において自己株式として表示している当社株式が、1,059,000株あります。これは「従業員持株会連携型 ESOP」の導入により、平成23年2月21日付で株式会社三井住友銀行「CKD持株会信託口」へ譲渡した自己株式1,287,000株のうち、平成23年9月30日現在、当該信託が所有している当社株式であります。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

## 役職の異動

	新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代	表取締役	常務執行役員・管理担当	代表取締役	常務執行役員・管理担当・ 海外事業本部長	塚原 正彦	平成23年 7 月 1 日

## 第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成23年 <b>3</b> 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,849	5,656
受取手形及び売掛金	19,290	19,343
営業未収入金	3,150	3,192
商品及び製品	3,586	3,398
仕掛品	2,447	3,133
原材料及び貯蔵品	10,566	11,742
その他	1,994	2,060
貸倒引当金	83	98
流動資産合計	48,801	48,427
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,308	8,035
その他(純額)	10,324	10,436
有形固定資産合計	18,633	18,471
無形固定資産	262	486
投資その他の資産	4,474	3,894
固定資産合計	23,370	22,853
資産合計	72,171	71,281
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,030	11,221
短期借入金	3,551	2,632
未払法人税等	2,666	1,229
賞与引当金	49	1,686
その他の引当金	46	573
その他	5,595	3,981
流動負債合計	22,939	21,325
固定負債		
長期借入金	2,299	1,949
引当金	195	101
その他	1,401	1,289
固定負債合計	3,896	3,340
負債合計	26,836	24,666

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,016	11,016
資本剰余金	12,735	12,735
利益剰余金	26,672	28,159
自己株式	5,040	4,886
株主資本合計	45,383	47,024
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	579	183
為替換算調整勘定	627	593
その他の包括利益累計額合計	48	409
純資産合計	45,335	46,614
負債純資産合計	72,171	71,281

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	34,907	36,775
売上原価	24,803	26,841
売上総利益	10,103	9,934
販売費及び一般管理費	6,425	7,034
営業利益	3,677	2,900
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	37	55
為替差益	-	53
受取補償金	2	93
その他	145	107
営業外収益合計	192	315
営業外費用		
支払利息	38	37
売上割引	52	51
為替差損	62	-
その他	25	22
営業外費用合計	177	111
経常利益	3,692	3,103
特別利益		
固定資産売却益	2	37
補助金収入	2	7
その他	0	-
特別利益合計	5	44
特別損失		
固定資産売却損	2	6
固定資産除却損	14	14
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	78	-
その他	20	-
特別損失合計	116	20
税金等調整前四半期純利益	3,581	3,128
法人税、住民税及び事業税	1,416	1,196
法人税等調整額	28	62
法人税等合計	1,387	1,134
少数株主損益調整前四半期純利益	2,193	1,994
四半期純利益	2,193	1,994

## 【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,193	1,994
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	465	395
為替換算調整勘定	140	34
その他の包括利益合計	605	361
四半期包括利益	1,588	1,633
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,588	1,633
少数株主に係る四半期包括利益	_	-

5,526

5,383

#### (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

現金及び現金同等物の四半期末残高

(単位:百万円) 前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成22年9月30日) 至 平成23年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益 3,581 3,128 減価償却費 1,248 1,296 賞与引当金の増減額( は減少) 1,646 1,637 未払賞与の増減額( は減少) 1,259 1,570 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 78 売上債権の増減額( は増加) 3,377 51 たな卸資産の増減額( は増加) 2,336 1,669 仕入債務の増減額( は減少) 1,786 157 その他 504 671 小計 1,872 3,601 利息及び配当金の受取額 43 62 利息の支払額 38 38 455 法人税等の支払額 2,613 法人税等の還付額 2 営業活動によるキャッシュ・フロー 1,424 1,011 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 193 1,395 62 119 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー 256 1,515 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入金の純増減額( は減少) 753 928 長期借入金の返済による支出 350 350 自己株式の取得による支出 0 0 自己株式の売却による収入 0 129 配当金の支払額 187 506 13 44 財務活動によるキャッシュ・フロー 1,304 1,700 現金及び現金同等物に係る換算差額 61 3 197 2,201 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 現金及び現金同等物の期首残高 5,581 7,728

## 【追加情報】

## 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年 3 月31		当第 2 四半期連結会計期間 (平成23年 9 月30日)		
資産の金額から直接控除してい	る貸倒引当金の額	資産の金額から直接控除して	いる貸倒引当金の額	
投資その他の資産	50百万円	投資その他の資産	105百万円	

#### (四半期連結損益計算書関係)

前第 2 四半期連結累 (自 平成22年 4 月 至 平成22年 9 月3	1 日		2 四半期連結累計期間 平成23年 4 月 1 日 平成23年 9 月30日)			
1 販売費及び一般管理費のうち	主要な費目及び金額	1 販売費及び一	般管理費のうち主要な費目及び金額			
は次のとおりであります。		は次のとおりて	*あります。			
人件費	2,911百万円	人件費	3,069百万円			
退職給付費用	197百万円	退職給付費用	208百万円			
荷造運搬費	490百万円	荷造運搬費	472百万円			
研究開発費	1,066百万円	研究開発費	1,181百万円			
貸倒引当金繰入額	1百万円	貸倒引当金線	入額 95百万円			
		2 火災による損失	失の処理			
		平成23年6月	4日に運送委託業者の倉庫で発生し			
		た火災により損	員失が生じておりますが、 全額保険金			
		収入で下記のと	おり補填しているため、四半期連結			
		損益計算書上表	示されておりません。			
		火災損失	101百万円			
		保険金収入	101百万円			
		差引	百万円			

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(	- 1247 H3+ /			
前第2四半期連結累計期間		当第2四半期連結累計期間		
(自 平成22年4月1日		(自 平成23年4月1日		
至 平成22年9月30日)		至 平成23年9月30日)		
現金及び現金同等物の当第2四半期週	結累計期間末	現金及び現金同等物の当第2四半期連	結累計期間末	
残高と当第2四半期連結貸借対照表に排	記されている	残高と当第2四半期連結貸借対照表に携	記されている	
科目の金額との関係		科目の金額との関係		
(平成22年9月30日現在)		(平成23年9月30日現在)		
現金及び預金勘定	5,497百万円	現金及び預金勘定	5,656百万円	
預金期間が3か月を超える定期預金	114百万円	預金期間が3か月を超える定期預金	129百万円	
現金及び現金同等物	5,383百万円	現金及び現金同等物	5,526百万円	

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

#### 1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年 5 月12日 取締役会	普通株式	186	3	平成22年 3 月31日	平成22年6月4日	利益剰余金

2.基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	373	6	平成22年 9 月30日	平成22年12月8日	利益剰余金

#### 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

## 1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 5 月12日 取締役会	普通株式	507	8	平成23年 3 月31日	平成23年6月6日	利益剰余金

- (注) 平成23年 5 月12日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、C K D持株会信託口に対する配当金10百万円を含めております。
- 2.基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	380	6	平成23年 9 月30日	平成23年12月8日	利益剰余金

(注) 平成23年10月31日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、CKD持株会信託口に対する配当金6百万円を含めております。

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セグメント	<b>≐田市4</b> 安石	四半期連結		
	自動機械部門	機器部門	計	調整額 (注 1 )	損益計算書 計上額 (注 2)	
売上高						
外部顧客への売上高	5,676	29,231	34,907		34,907	
セグメント間の 内部売上高又は振替高	0	71	71	71		
計	5,677	29,302	34,979	71	34,907	
セグメント利益	889	3,875	4,764	1,086	3,677	

- (注) 1 . セグメント利益の調整額 1,086百万円には、セグメント間取引消去15百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,102百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用及び長期的な基礎的研究費用並びにシーケーディグローバルサービス株式会社に係る費用であります。
  - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

		報告セグメント	≐田本欠方百	四半期連結		
	自動機械部門	機器部門	計	調整額 (注 1 )	損益計算書 計上額 (注 2 )	
売上高						
外部顧客への売上高	6,939	29,836	36,775		36,775	
セグメント間の 内部売上高又は振替高	3	93	96	96		
計	6,942	29,929	36,872	96	36,775	
セグメント利益	809	3,288	4,098	1,198	2,900	

- (注) 1. セグメント利益の調整額 1,198百万円には、セグメント間取引消去17百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,215百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の管理部門に係る費用及び長期的な基礎的研究費用並びにシーケーディグローバルサービス株式会社に係る費用であります。
  - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	35.29	31.44
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,193	1,994
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,193	1,994
普通株式の期中平均株式数(千株)	62,167	63,454

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 2. 1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は、CKD持株会信託口が保有する当社株式の数を含めて算定しています。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行います。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月4日

シーケーディ株式会社 取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小 川 薫 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 高 橋 寿 佳 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシーケーディ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シーケーディ株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (四半期報告書提出会社) が別途保管している。
  - 2.四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。